

文書番号 JS-NAIKI-003

文書名 : 入社希望者及び求職者の移動費用に関する取り扱い内部規則

(目的)

第1条 この内部規則(以下「内規」という)は、株式会社人財ソリューション(以下「会社」という)への入社を希望する者(以下「入社希望者」という)、及び会社が行う有料職業紹介事業で他社への就職を希望する者および会社の人材派遣事業にて就業を希望する者(以下「求職者」という)が、会社への入社や就業紹介を受けることを目的として、会社や就業候補先(以下「クライアント」という)を訪問する際の移動交通費等の取り扱いについての事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本規則は、会社が下記のいずれかと認識する者に対し適用する。

- (1) 会社への入社希望が明確である新卒採用の入社希望者
- (2) 会社への入社希望が明確であるキャリア採用の入社希望者
- (3) 会社の有料職業紹介事業又は人材派遣事業を通じて、クライアントへの就業を志望する意思が明確である求職者
- (4) 有料職業紹介事業、人材派遣事業 以外の目的であっても、会社の事業に資する個人との面談に対しては、管掌する取締役の判断によりこの規則を準用する。
- (5) 会社との有効な雇用契約を結んでいる者及び嘱託契約・顧問契約や業務委託契約を結んでいる者に対しては、この規則の対象外とする。

(移動交通費支給の意義)

第3条 入社希望者及び求職者の移動費用は自己負担が一般的な考え方であるが、会社は入社希望者及び求職者の就職活動に際しての金銭的負担を考慮し、会社との対面による面談の際に発生する移動費用の一部を活動協力金として本内規の第5条に金銭を支給し、その就職活動を支援する。

(入社希望者・求職者との対面による面談または面接場所)

第4条 会社と入社希望者および求職者の求職活動に関する面談は、原則として web 上で行き、必要に応じて会社の事務所での対面にて行う。

対面による面談の要否は、管掌取締役の判断によるものとする。

- (2) クライアントが求職者との面接又は職場見学会を実施する場合は、クライアントの指定する場所又は方法にて、その面接又は職場見学を行う。
- (3) web 面談及び電話等の通信手段を用いた面談の場合は、この支給金の対象とは

ならない。

(面談時・面接時の移動交通費支給金:新卒入社希望者)

第5条 第2条に定める入社希望者・求職者が、会社との対面による面接や面談の際は、その履歴書または連絡先住所に記述の居住地に基づき、下記を支給する(異なる住所・連絡先が会社に伝えられている場合は、東京都に近い方の住所で判断する)。

区分	入社希望者・求職者の居住地	新卒採用 入社希望者 第2条(1)	キャリア 採用 入社希望者 第2条(2)	求職者 第2条(3)	求職者に 準じる者 第2条(4)
A	東京都(島しょ部を除く)、 神奈川県(*1)、埼玉県(*2)、 千葉県(*3)	¥1,000-	支給なし-	支給なし	支給なし
B	神奈川県(*4)、埼玉県(*5)、 千葉県(*6)	¥3,000	¥3,000	¥3,000	¥3,000
C	群馬県・栃木県・茨城県・山 梨県	¥5,000-	¥5,000-	¥5,000-	¥5,000-
D	上記以外の居住地	¥10,000-	¥10,000-	¥10,000-	¥10,000-

*1 神奈川県 : 横浜市・川崎市

*2 埼玉県 : 越谷市・さいたま市・川越市・飯能市を含む埼玉県南部

*3 千葉県 : 千葉市・八千代市・安孫子市を含む千葉県東部

*4 神奈川県 : 神奈川県(*1)以外の神奈川県

*5 埼玉県 : 埼玉県(*2)以外の埼玉県

*6 千葉県 : 千葉県(*3)以外の千葉県(西部、南部)

(クライアントにおける求職者への面接、職場説明会時の対応)

第6条 クライアントが指定する場所での求職者への面接や職場見学会の際に生じる求職者の指定場所までの往復移動交通費については、求職者に対し別途定める規定に基づき支給する。

- (2) クライアントが求職者との面接・職場見学会を行う際に、クライアントの判断により求職者への交通費や日当相当金を支給する場合、クライアントが求職者に直接支給するものに関し、会社は求職者に対し何らの制限を設けない。
- (3) 面接または職場見学会への移動交通費に関し、クライアントが求職者に当該移動交通費を支給する場合は、会社は本条第1項に示す支給金の支給は行わない。
但し、本条第(2)項に示されるクライアントが求職者に支給する支給金が、実際の求職者が支払った合理的な運賃等を大きく下回る場合は、管掌取締役の判断によ

り、第8条(追加支給金)の適用を可とする。

(所定場所以外での面談・面接時の対応)

第7条 会社の事務所以外及びクライアントが指定する場所以外で行われる面談や面接は、原則として、この内規の支給金支払い対象とはならない。

指定場所以外での面談・面接が不可避の場合は、事前に管掌取締役の承認を得ること。

(追加支給金)

第8条 入社希望者・求職者が航空機の利用が不可避など、移動費が高額となる場合、管掌取締役の判断により、第5条の支給金に加え、¥20,000- 又は¥10,000- を追加支給可能とする。

(事前研修や入社時・就業開始時の取り扱い)

第9条 会社との雇用契約が成立した入社希望者(内定受諾者を含む)や求職者と、研修やその他の事務手続きのため会社事務所で対面による打合せを行う場合や就業先へ赴任する場合は、この内規によらず別途定める出張旅費に関する取扱い規則または内規によるものとする。

(支給金受領の確認)

第10条 いずれの場合においても、この内規に基づき支給する金銭について、入社希望者・求職者に対し支給時に会社指定の領収書への受領したことの確認署名を求め、応対者は会社にその領収書を提出すること。

(その他)

第11条 本規則の各条文の解釈について疑義が生じたときは、人事担当部署に申出るものとする。その場合、会社はできる限り速やかに回答を行うものとする。

第12条 本規則は、2022年1月1日以降に実施される面談・面接等から適用する。

【関連規則】

会社規則

就業規則

内部規則

「出張旅費」に関する内部規則(本内規制定時、未制定)

発効・改訂履歴

2022 年 1 月 1 日発効 起案者: 鈴木玉青 承認者: 代表取締役 室伏剛史 (2021.12.28)

以下、余白。